

最高裁経監第463号

(会い-07)

平成29年3月31日

高等裁判所長官殿

地方裁判所長殿

家庭裁判所長殿

最高裁判所事務総局経理局長殿

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

保管金事務処理システムを利用した保管金に関する事務処理  
の運用について（通達）

平成12年8月31日付け最高裁経監第114号事務総長通達「コンピュータを利用した事務処理システムによる保管金の取扱いについて」に基づき、保管金事務処理システム（以下「保管金システム」という。）を利用した保管金に関する事務処理の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。ただし、係書記官及び係執行官の事務について他の通達に特別の定めがある場合は、この限りではありません。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

#### 第1 他の通達の適用除外

次に掲げる通達の定めは、保管金システムを利用した保管金に関する事務処理については、適用しない。

1 平成7年3月29日付け最高裁経監第76号経理局長通達「保管金提出書等の取扱いについて」

- 2 平成12年8月31日付け最高裁経監第115号経理局長通達「民事裁判事務処理システムによる保管金の取扱いについて」
- 3 平成15年5月6日付け最高裁経監第45号経理局長通達「民事執行事件処理システムによる保管金の取扱いについて」
- 4 平成7年3月30日付け最高裁経監第60号経理局長通達「保管金の特別保管の実施について」
- 5 平成7年3月30日付け最高裁経監第29号経理局長通達「保管票送付簿の備付け等に関する事務の取扱いについて」

## 第2 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- 1 業務担当官 裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号。以下「会計規程」という。）第24条第3号に規定する事務主任官（以下「事務主任官」という。）、裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和37年最高裁判所規程第3号。以下「保管金規程」という。）第3条に規定する係書記官（以下「係書記官」という。）又は平成4年9月25日付け最高裁民三第270号民事局長、経理局長、総務局長通達「執行官の事件に関する保管金の取扱い等について」において定める係執行官（以下「係執行官」という。）をいう。
- 2 提出者 会計規程第25条第1項各号に規定する提出者又は保管金規程第5条第1項に規定する当事者その他の関係人をいう。
- 3 電子納付 会計規程第25条第1項第4号又は保管金規程第5条第1項第4号の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して得られた納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号をいう。以下同じ。）により、提出者に、保管金を日本銀行に振り込ませることをいう。
- 4 納付指示情報 業務担当官から提出者に対する保管金の納付の指示に関する情報

- 5　納付済情報　提出者から保管金の提出を受けた旨の情報
- 6　払出指示情報　業務担当官から歳入歳出外現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）に対する保管金の払出しの指示に関する情報
- 7　還付指示情報　業務担当官から出納官吏に対する保管金の還付の指示に関する情報
- 8　払出情報　払出指示情報に基づいて出納官吏が行う保管金の払出しに関する情報
- 9　還付情報　還付指示情報に基づいて出納官吏が行う保管金の還付に関する情報

### 第3　事前の利用者登録

出納官吏は、電子納付を希望する提出者に、事前に書面（別紙様式第1）により、又は保管金システムと電気通信回線を通じて接続する電子計算機（入出力装置を含む。）を使用させて、提出者の氏名、住所及び還付事由が発生した場合の振込先口座に関する情報（以下「還付先情報」という。）の登録を申請させなければならない。書面により申請があった場合は、提出者の氏名、住所及び還付先情報を保管金システムに登録し、この登録の内容を特定するために保管金システムにより採番される番号（以下「利用者登録コード」という。）が記載された書面を提出者に交付し、これを提出者に通知しなければならない。

### 第4　納付指示

#### 1　保管金提出書の交付

提出者が保管金を提出すべき場合には、業務担当官は、保管金システムに納付指示情報を登録し、保管金システムにより採番された保管金管理番号が記載された保管金提出書（別紙様式第2から別紙様式第5まで）を作成して、これに押印の上、提出者に交付する。この場合において、第3の事前の利用者登録をしている提出者が電子納付を希望するときは、業務担当官は、納付指示情報の登録に際してその旨を併せて保管金システムに登録する。

## 2 保管金提出書の作成要領

- (1) 保管金提出書の「種目」は、裁判所の事件に関する保管金については、平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」別表第1に定める種目と、執行官の事件に関する保管金については、平成4年9月25日付け最高裁民三第270号民事局長、経理局長、総務局長通達「執行官の事件に関する保管金の取扱い等について」に定める種目と、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4に基づく入札保証金については、「入札保証金」と、同法第29条の9に基づく契約保証金については、「契約保証金」と、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第18条第3項に基づく国の債権者代位権の行使に伴う現金については、「債権者代位権行使に伴う保管現金」とする。
- (2) 保管金提出書の「金額」は提出者が提出する金額とし、アラビア数字を使用する。この金額は、訂正しない。
- (3) 保管金提出書の提出年月日並びに提出者の住所及び氏名は、提出者に記載させた上、押印させる。ただし、提出者から郵便等により保管金の送付があった場合において、提出者に記載させることができないときは、業務担当官がこれを記載する。
- (4) 業務担当官は、提出者に保管金提出書に押印させることができないときは、当該保管金提出書の余白に提出者の押印がない旨を記載した上、押印する。
- (5) 金額の誤り等により当該保管金提出書を使用できないときは、細断等の方法により、直ちに確実に廃棄し、保管金システムに登録した納付指示情報の訂正又は取消しをした上、新たな保管金提出書を作成する。

## 3 保管金提出書の再交付

- (1) 提出者が保管金提出書の再交付を申し出たときは、従前交付した保管金提出書に係る納付指示情報を取り消し、保管金提出書を新たに作成して交付す

ることができる。この場合には、従前交付した保管金提出書は、使用させない。

(2) 郵便等により、従前交付した保管金提出書を添えないで保管金の送付があったときは、(1)の例による。

#### 4 保管金受入通知

会計規程第25条第2項又は保管金規程第5条第2項に規定する通知は、保管替えを事由とする受入れに必要な情報を保管金システムに登録する方法により行う。

#### 第5 事前の還付請求

##### 1 事前の還付請求

(1) 出納官吏は、平成29年6月29日付け最高裁経監第877号経理局長通達「保管金の還付手続に関する事務の取扱いについて」（以下「還付通達」という。）記3の(1)に定める事前の還付請求（以下「事前の還付請求」という。）を受理した場合は、保管金システムに還付先情報の登録をし、事前の還付請求があることを明らかにする。

(2) (1)の請求があった後に、還付通達記3の(2)に定める指定口座の変更届出書が提出された場合には、出納官吏は、保管金システムに還付先情報の変更の登録をし、還付事由が発生した場合の振込先口座が変更されたことを明らかにする。

(3) 提出者が事前の還付請求をしない場合には、出納官吏は、保管金提出書の「還付金の振込先等」の欄に「不請求」と朱書きし、その旨を保管金システムに登録する。

(4) 事前の還付請求に基づいて還付した場合の証拠書類として、出納官吏は、保管金提出書（兼還付請求書）の写し（原本証明済み）を作成する。ただし、払渡決議書に事前の還付請求に基づく還付である旨を明記することにより、これを省略することができる。

(5) 事前の還付請求に基づいて還付した場合、出納官吏は、日計の検閲を受けるに当たっては、次に掲げる書類を添付する。

ア 請求に関する事項が記載された保管金提出書（兼還付請求書）の原本

イ 指定口座の変更届出書が提出されている場合には、当該変更届出書

## 2 電子納付の場合の特例

(1) 出納官吏は、利用者登録コードを用いて保管金の提出があった場合には、当該保管金について、還付事由の発生を条件として、事前の利用者登録の際に登録した振込先口座に振り込む方法で還付金の払渡しを受ける旨の事前の還付請求があったものとして扱う。

(2) 出納官吏は、(1)の振込先口座について、後に解約、変更その他の振込みに支障のある事由が生じた場合には、提出者に、当該事由に係る振込先口座を振込先とする各保管金毎に、指定口座の変更又は事前還付請求の取消しの手続を取らせなければならない。

(3) (1)の事前の還付請求に基づいて還付した場合、出納官吏は、払渡決議書に事前の還付請求に基づく還付である旨及び電子納付の場合である旨を明記する。

(4) (1)の事前の還付請求に基づいて還付した場合、日計の検閲を受けるに当たっては、1の(5)のアの書類に代えて、電子納付の場合である旨が記載された払渡決議書を添付する。

## 3 民事裁判事務支援システムを利用した保管替えを行う場合の特例

(1) 1の(1)の事前の還付請求があった後に、当該保管金について、民事裁判事務支援システムを利用して地方裁判所の出納官吏から高等裁判所の出納官吏に保管替えをする場合には、保管替先の出納官吏に対しても事前の還付請求があったものとして扱う。

(2) (1)の保管替えをしたときは、保管替元の出納官吏は、記第8の2の(3)に定める通知のほか、請求に関する事項が記載された保管金提出書（兼還付請求

書）の写し（原本証明済み）を作成し、保管替先の出納官吏に送付する。

- (3) (1)の保管替えがあった後に、還付通達記3の(2)に定める指定口座の変更届出書が提出された場合には、保管替先の出納官吏は、保管金システムに還付先情報の変更の登録をし、還付事由が発生した場合の振込先口座が変更されたことを明らかにする。
- (4) (1)の保管替えがあった後に、事前の還付請求に基づいて還付した場合、保管替先の出納官吏は、(2)の請求に関する事項が記載された保管金提出書（兼還付請求書）の写し（原本証明済み）を証拠書類とする。ただし、払渡決議書に事前の還付請求に基づく還付である旨を明記することにより、これを省略することができる。
- (5) (1)の保管替えがあった後に、事前の還付請求に基づいて還付した場合、日計の検閲を受けるに当たっては、1の(5)のアの書類に代えて、(2)の請求に関する事項が記載された保管金提出書（兼還付請求書）の写し（原本証明済み）を添付する。

## 第6 受入処理

### 1 納付済情報の登録

保管金の提出を受けた場合、出納官吏は、保管金システムに納付済情報を登録し、これに加えて保管金提出書が提出された場合は、保管金提出書に受入年月日を記入し、次に掲げる納付方法に応じて、それぞれ定める処理をする。

#### (1) 現金により納付があった場合

保管金受領証書に押印の上、提出者に交付する。

#### (2) 預金口座に納付があった場合

ア 平成28年9月30日付け最高裁経監第1304号経理局長通達「保管金の預金口座による受入れ等に関する事務の取扱いについて」（以下「預金口座受入通達」という。）記第1の1の(1)及び(2)に定める保管金が提出され、保管金として受け入れるべきものであることを確認した場合、預金

口座に納付があった旨、受入年月日及び入金年月日を保管金システムに登録し、保管金受領証書に押印の上、提出者に交付する。

イ 保管金提出書の「受入年月日」に保管金の受入れを確認した年月日を記載し、その記載の下に振込入金の年月日を朱書する。

ウ 当座預金出納簿への登記は、保管金システムに登録する方法による。

(3) 日本銀行の保管金領収証書が提出された場合

ア 日本銀行の保管金領収証書の提出があった旨を保管金システムに登録し、保管金受領証書に押印の上、提出者に交付する。

イ 保管金提出書の「金額」欄には「保管金領収証書」と付記する。

(4) 電子納付の場合

財務省会計センター所管の歳入金電子納付システムから送信される領収済情報と官庁会計事務データ通信システムから送信される日計情報を突合の上、保管金システムに登録する方法により現金出納簿に登記を行い、保管金受領証書に押印の上、提出者に交付する。

(5) 保管替えの場合

出納官吏は、保管替元の出納官吏からの保管替通知書及び日本銀行からの振替済通知書の送付を受けた場合は、業務担当官にその旨を連絡する。業務担当官が出納官吏に行う保管金受入通知は、第4の4に定める方法による。この通知を受けた出納官吏は、保管替えを事由として納付済情報を保管金システムに登録する。

(6) 国庫内の移換の手続により納付があった場合

ア 平成29年3月31日付け最高裁経監第462号経理局長通達「国庫内の移換の手続による保管金の受入れ等に関する事務の取扱いについて」記第1に定める方法により保管金が提出され、保管金として受け入れるべきものであることを確認した場合、日本銀行に納付があった旨及び受入年月日を保管金システムに登録し、保管金受領証書に押印の上、提出者に交付

する。

イ 保管金提出書の「受入年月日」に保管金の受入れを確認した年月日を記載し、その記載の下に振替済通知書記載の振替年月日を朱書する。

## 2 保管金受入通知

保管金の提出を受けた場合の出納官吏から業務担当官への通知は、納付済情報を保管金システムに登録する方法により行う。

## 3 不動産競売事件の買受申出保証金に関する特例

(1) 民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第48条に規定する保証の取扱い

ア 出納官吏は、執行官から振込証明書（別紙様式第6）の送付を受け、保証としての受入れを確認した場合は、保管金システムに納付済情報を登録し、保管金管理番号を取得する。

イ 預金口座受入通達記第4の1の(3)に定める振込証明書の写しの送付は要しない。

ウ 保証を返還すべき場合において、振込証明書の「保証金の返還請求」欄に振込みによる払渡しの請求の意思が表示されているときは、保管金の還付に関する指示を受けた出納官吏は、速やかに還付情報を保管金システムに登録し、保証金払渡請求権者の指定する預金口座に振り込んで払い渡す。

(2) 民事執行規則第40条第1項第2号又は第3号に掲げる小切手の取扱い

ア 出納官吏は、係執行官から民事執行規則第40条第1項第2号又は第3号に掲げる小切手（以下「小切手」という。）を受けた場合には、保管金システムに納付済情報を登録し、保管金管理番号を取得する。

納付済情報を登録する際には、「備考」欄に、振出金融機関の名称、小切手番号等小切手の内容を登録する。

イ 小切手は、保管金システム上は現金扱いとし、当該小切手は、速やかに預金口座受入通達記第1の2に定める預金口座を開設する銀行その他の金

融機関（以下「口座銀行」という。）に送付し、小切手の取立て及び預金口座への入金を委託する。

ウ 取立てを委託した小切手が隔地交換決済のために取立て手数料を要する場合には、口座銀行において取立て後に預金口座から取立て手数料額を引き落とすものとし、この旨の通知を文書によって受ける。

エ 出納官吏は、口座銀行からウに定める引落しの通知を受けた場合には、速やかに係書記官にその通知書の写しを送付し、係書記官が行う保管金システムへの払出指示情報の登録により小切手の取立て手数料の払出しに関する指示を受ける。

オ 当該小切手が不渡りとなった場合には、出納官吏は、直ちに係書記官に当該小切手の内容、不渡事由及び保管金管理番号を適宜の方法により通知し、保管金システムに納付済情報の取消しの登録をする。

#### 4 出納員が現金の提出を受けた場合

##### （1）領収済通知の登録

出納員が直接現金の提出を受けた場合は、保管金システムに「領収済通知」の登録を行う方法により、業務担当官及び出納官吏にこれを通知し、保管金受領証書に押印の上、提出者に交付する。

##### （2）現金引継の登録

出納員は、提出を受けた現金を速やかに出納官吏に引き継ぎ、保管金システムに「現金引継」の登録を行う。

### 第7 保管業務

#### 1 日本銀行への払込み

##### （1）現金の場合

出納官吏は、直接現金の提出を受けた場合は、保管金払込書を添えて、日本銀行の保管金口座に払い込み、その結果を保管金システムに登録する方法により現金出納簿に登記する。

## (2) 当座預金の場合

出納官吏は、預金口座受入通達記第2の1及び4の(2)の定めに基づき、保管金が提出され、保管金として受け入れるべきものであることを確認した場合、口座銀行に対して、保管金払込書に自己渡しの当座小切手を添えて、日本銀行の保管金口座への払込みを依頼し、その結果を保管金システムに登録する方法により当座預金出納簿及び現金出納簿に登記する。

## 2 手元現金の保管

出納官吏は、数日中に払渡しの予定があるものは、手元現金として、金庫に保管することができる。

手元現金が不足する場合は、資金現金化のための自己宛小切手を振り出し、線引及び裏書きの上、日本銀行の窓口で現金を受領し、その結果を保管金システムに登録する方法により現金出納簿に登記する。

# 第8 保管金の払出し及び還付

## 1 保管金の払出し及び還付に関する指示

(1) 業務担当官は、保管金の払出事由又は還付事由が発生したときは、保管金システムに払出指示情報又は還付指示情報を登録することにより、出納官吏に通知する。この場合、必要があるものについては、請求書を出納官吏へ送付する。

(2) 業務担当官は、歳入に組み入れるべき保管金については、歳入組入通知書を作成し、これを歳入徴収官に送付する。

## 2 保管金の払出し及び還付の手続

(1) 出納官吏は、払出指示情報又は還付指示情報に基づき、第9の1の払渡方法を選択した上で、払出情報又は還付情報を保管金システムに登録する。

(2) 出納官吏は、「支払指図書」又は「国庫金振替書」により払い渡す場合は、支払決議を了した後、支払予定日の前日に保管金システムに「支払確認」の登録をする。

(3) 出納官吏は、保管金の保管替えをしたときは、保管替先の出納官吏に対し、保管金保管替通知書（別紙様式第7）により、又は保管金システムを用いて、これを通知する。

## 第9 払渡しの方法

- 1 出納官吏は、保管金を払い渡す場合（国庫内の移換の手続による振替元の官署支出官又は歳入徴収官から納入告知書の交付を受けて払い渡す場合を含む。）は、現金及び小切手を振り出す方法に加えて、日本銀行に対し、「支払指図書」又は「国庫金振替書」を電気通信回線を通じて送信する方法によることができる。
- 2 「支払指図書」又は「国庫金振替書」による場合の支払時期は、「通常払い」によることとする。ただし、特に登録日の翌運転日を支払予定日としなければならない場合は、「翌日通常払い」とすることができる。
- 3 出納官吏は、出納員から現金を支払わせる場合は、その旨を保管金システムに登録し、出納員に現金を引き継ぐ。出納官吏から現金の引継を受けた出納員は、その旨を保管金システムに登録した上で、請求者に現金を払い渡し、その旨を保管金システムに登録する。出納官吏は、出納員が現金を払い渡したことを見認めた後、その旨を保管金システムに登録する。

## 第10 振込不奏効の場合の措置

保管金の払渡しの請求者が指定した振込先口座が解約され、又は名義が変更される等して振込みによる払出し又は還付が確定的に不奏効になった場合には、出納官吏は、保管金システムに、第9の1による「支払指図書」又は「国庫金振込書」による振込み又は送金手続の依頼を取り消す旨の登録をした後、振込不能を事由とする戻入の処理を保管金システムに登録する方法により行う。

## 第11 日計の検閲

出納官吏は、受払いをした日の翌日に日計の検閲を受ける。ただし、電子納付により既に検閲を受けた日計に変動を生じた場合には、保管金システムに登録す

る方法により現金出納簿に登記を行った日に、再度、当該電子納付による受入れのあった日以後の日計の検閲を受けなければならない。

#### 第12 月計突合

出納官吏は、日本銀行から送信される保管金月計突合表情報と現金出納簿の金額を照合する。

#### 第13 帳簿諸票等

出納官吏が法令上作成することとされている帳簿諸票等については、当該帳簿諸票等に記載すべき事項を保管金システムに登録し、当該情報を各帳簿諸票等の保存期間中、保管金システムに保持する方法又は当該情報を電磁的記録に係る記録媒体に複製して保存する方法により、当該帳簿諸票等の作成及び保存に代えることができる。

#### 第14 保管金の供託について

平成5年12月27日付け最高裁経監第123号経理局長通達「民事執行法等に規定する保管金の供託に関する出納官吏の事務の取扱いについて」に定める係書記官又は係執行官からの保管票による供託のための払出し通知は、係書記官又は係執行官が保管金システムに払出指示情報を登録する方法により行われる。出納官吏は、この通知を受けた場合は、現金（供託所から交付される振込依頼書により現金を預金口座へ振り込む場合を含む。）又は小切手（供託所から交付される振込依頼書を小切手に添えて預金口座へ振り込む場合を含む。）による払出情報を保管金システムに登録する方法により、供託の手続をとる。

#### 第15 保管金の差押え等について

1 出納官吏は、保管金の支払金について、債権差押命令等の送達又は債権譲渡の通知を受けた場合は、保管金システムにその旨の登録を行う。

2 平成29年6月29日付け最高裁経監第879号経理局長通達「出納官吏の支払金について債権差押命令があった場合等の事務の取扱いについて」記第2に定める事務主任官の保管票による指示は、事務主任官が保管金システムに払

出指示情報を登録する方法により行われる。出納官吏は、この指示を受けた場合は、保管金システムを使用して、支払い又は供託の手続をとる。

3 出納官吏は、同通達記第3の1（同2において準用する場合を含む。）に定める事務局長（支部にあっては支部長、簡易裁判所にあっては司法行政事務を掌理する裁判官）からの指示を受けたときは、その指示に従い保管金システムを使用して、支払い又は供託の手続をとる。

#### 第16 押収物換価代金について

押収物等取扱規程（昭和35年最高裁判所規程第2号）第6条第1項第2号及び第20条第2項に基づき押収物主任官から送付を受けた押収物の換価代金について、出納官吏が行う受入れ、保管及び払出しに関する事務は、保管金システムを使用して行う。この場合において、受入れ及び払出しに関する事務を行うために必要な納付指示情報及び払出指示情報の保管金システムへの登録は、押収物主任官にこれを行わせる。

#### 第17 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する予納される保管金を取り扱う場合の特例

##### 1 事前の利用者登録

出納官吏は、電子納付を希望する提出者に、第3に定める事前の利用者登録を申請させることを要しない。

##### 2 保管金提出書

係書記官は、提出者に対し、第4の1の保管金提出書を交付することを要しない。

##### 3 事前の還付請求

###### （1）債権者登録に基づいて提出する保管金

ア 事前の還付請求を行う者が、民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成18年最高裁判所規則第10号）第8条第1項に規定する登録（以下「債権者

登録」という。)を行い、当該債権者登録に基づき保管金を提出する場合は、債権者登録申請書の「還付事由が発生した場合の振込先口座に関する事項」に記入する方法で行う。

イ 出納官吏は、アの債権者登録申請書が提出された場合は、当該債権者登録に基づいて提出されるすべての保管金について還付事由の発生を条件とする還付請求があったものとして扱う。

#### (2) 債権者登録に基づかず提出する保管金

事前の還付請求を行う者が、債権者登録に基づかず提出する場合は、督促手続の申立て等に際し、債権者情報入力画面において「還付金振込先金融機関の設定」に関する事項を入力する方法で行う。

### 4 指定口座の変更

#### (1) 債権者登録に基づいて提出する保管金

ア 既に提出済みの保管金も含めたすべての保管金について指定口座を変更する場合は、事前の還付請求を行う者が、債権者登録申請書の変更申請書を提出する方法で行う。

イ 変更後に提出する保管金についてのみ指定口座を変更する場合は、事前の還付請求を行う者が、債権者情報変更画面において「還付金振込先金融機関の設定」に関する事項を入力する方法で行う。

ウ 出納官吏は、アにより変更申請書が提出された場合は、当該債権者登録に基づいて提出されたすべての保管金について、還付事由の発生を条件として変更後の指定口座に振り込む方法による還付請求があったものとして扱う。

#### (2) 債権者登録に基づかず提出する保管金について

事前の還付請求を行う者が、指定口座の変更申請書を提出する方法で行う。

### 5 変更申請書の写しの保管

出納官吏は、係書記官から4の(1)のア及び同(2)の変更申請書の写しを受理し

た場合は、当該写しを、適宜の方法により保管する。

#### 付 記

- 1 この通達は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 他の通達中「平成17年3月31日付け最高裁経監第000127号経理局長通達「保管金事務処理システムを利用した保管金に関する事務処理の運用について」」とあるのは「平成29年3月31日付け最高裁経監第463号経理局長通達「保管金事務処理システムを利用した保管金に関する事務処理の運用について」」と読み替えるものとする。
- 3 平成7年3月29日付け最高裁経監第27号事務総長依命通達「下級裁判所会計事務規程等に規定する保管金等の処理に関する書類及び帳簿諸票の様式について」別紙様式第1及び別紙様式第2により作成された保管金提出書を添えて保管金の提出がなされた場合には、出納官吏は、業務担当官に対し、この通達の第4の1の例による納付指示情報の登録及びこの登録により得られた保管金管理番号の通知を依頼する。この通知は、保管金提出書を出納官吏に送付する方法により行う。
- 4 この通達実施の際、現に民事訴訟法第402条第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱われている督促事件の保管金に関する事務処理については、なお従前の例による。
- 5 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）第4条第1号及び第142条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる金銭の寄託に関する事務については、なお従前の例による。

#### 付 記（平成29年経監第892号）

この通達は、平成29年7月1日から実施する。

#### 付 記（平成30年経監第30号）

この通達は、平成30年2月16日から実施する。

付 記 (平成31年経監第333号)

この通達は、平成31年3月25日から実施する。

裁判所  
歳入歳出外現金出納官吏 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

提出者情報

氏名(カナ)	
氏名	
住所	〒 -
電話番号	

還付先情報

金融機関名	銀行・金庫・組合	店
預金種別	普通・当座・別段・通知	
口座番号		
口座名義(カナ)		
口座名義		
口座名義住所	〒 -	
FAX番号		

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。

事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げることにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があつたものとして扱われます。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

## (別紙様式第2)

保管金提出書 (兼還付請求書)											管理番号	第 号		
											受入年月日	平成 年 月 日		
種目				課長補佐等印						事務主任官	印			
保管法令														
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
※提出年月日	平成 年 月 日													
※ 提出者	住所	〒 -												
	電話	( )												
	フリガナ													
	氏名	印												
<※還付金の振込先等>														
※振込先 金融機関名	銀行 金庫 組合 店													
※口座番号														
※預金種別	普通・当座・別段・通知													
※ 口 座 名 義 人	住所	〒 -												
	(フリガナ)													
	氏名													

- ◎ 注意 1 ※の箇所は、提出者が記入の上、押印(朱肉使用のもの)してください。  
 2 「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載した場合は、保管金の残額はその口座に振  
 込む方法により払渡します。  
 3 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。  
 4 電子納付を利用しない提出者は、この書面(提出書)に現金又は受入手続添付書を添え、  
 会計担当者(歳入歳出外現金出納官吏)に提出してください。  
 5 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますから必ず受け取ってください。



以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されてい  
 る場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応の  
 ATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付  
 をすることができます。

登録コード

収納機関番号		納付番号		確認番号	
--------	--	------	--	------	--

## (別紙様式第3)

保管金提出書 (兼還付請求書)												管理番号	第 号		
												受入年月日	平成 年 月 日		
種目				主任書記官印						係書記官			印		
事件番号	平成 年 ( ) 第 号														
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
※提出年月日	平成 年 月 日														
※ 提出者	住所	〒 -													
	電話	( )													
	フリガナ														
	氏名														

## &lt;※還付金の振込先等&gt;

※振込先 金融機関名	銀行 金庫 組合 店			
※口座番号				
※預金種別	普通・当座・別段・通知			
※ 口 座 名 義 人	住所	〒 -		
(フリガナ)				
氏名				

- ◎ 注意 1 ※の箇所は、提出者が記入の上、押印(朱肉使用のもの)してください。  
 2 「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載した場合は、保管金の残額はその口座に振  
 込む方法により払渡します。  
 3 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。  
 4 電子納付を利用しない提出者は、この書面(提出書)に現金又は受入手続添付書を添え、  
 会計担当者(歳入歳出外現金出納官吏)に提出してください。  
 5 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますから必ず受け取ってください。



以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応の  
 ATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付  
 をすることができます。

登録コード

収納機関番号		納付番号		確認番号	
--------	--	------	--	------	--

保管金提出書 (兼還付請求書)								管理番号	第 号			
								受入年月日	平成 年 月 日			
種目				主任書記官印				係書記官	印			
事件番号	平成 年 ( ) 第 号								被告人			
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
※提出年月日	平成 年 月 日											
※提出者	住所	〒 -										
	電話	( )										
	フリガナ											
	氏名											
印												
<※還付金の振込先等>												
※振込先 金融機関名						銀行 金庫 組合						
※口座番号						店						
※預金種別	普通・当座・別段・通知											
※口座 名義人	住所	〒 -										
	(フリガナ)											
	氏名											

- ◎ 注意 1 ※の箇所は、提出者が記入の上、押印(朱肉使用のもの)してください。
- 2 「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載した場合は、保管金の残額はその口座に振込む方法により払渡します。
- 3 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。
- 4 電子納付を利用しない提出者は、この書面(提出書)に現金又は受入手続添付書を添え、会計担当者(歳入歳出外現金出納官吏)に提出してください。
- 5 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますから必ず受け取ってください。
- ◎ 電子納付する方へ  
開庁日の午後5時以降や非開庁日(土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで))になされた電子納付は、この納付を確認した後に必要な事務の取扱いが、翌開庁日の午前9時以降となります。  
特に、保険保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、御注意ください。
- ◎ 代替金及び追徴保全解放金を納付する方へ  
代替金及び追徴保全解放金は、起訴後は事件を審理する裁判所以外では受理できませんので、納付前に、保管金提出書を発行した裁判所に起訴の有無を問い合わせてください。



以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付することができます。

登録コード

収納機関番号	納付番号	確認番号
--------	------	------

## (別紙様式第5)

保管金提出書 (兼還付請求書)											管理番号	第 号		
											受入年月日		平成 年 月 日	
種目											執行官	印		
事件番号	平成 年 ( ) 第 号										債務者氏名			
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
※提出年月日	平成 年 月 日													
※提出者	住所	〒 -												
	電話	( )												
	フリガナ													
	氏名												印	
<※還付金の振込先等>														
※振込先 金融機関名											銀行 金庫 組合 店			
※口座番号														
※預金種別	普通・当座・別段・通知													
※口座 名義人	住所	〒 -												
	(フリガナ)													
	氏名													

- ◎ 注意 1 ※の箇所は、提出者が記入の上、押印(朱肉使用のもの)してください。  
 2 「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載した場合は、保管金の残額はその口座に振  
 込む方法により払渡します。  
 3 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。  
 4 電子納付を利用しない提出者は、この書面(提出書)に現金又は受入手続添付書を添え、  
 会計担当者(歳入歳出現金出納官吏)に提出してください。  
 5 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますから必ず受け取ってください。



以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されてい  
 る場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応の  
 ATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付  
 をすることができます。

登録コード

収納機関番号		納付番号		確認番号	
--------	--	------	--	------	--

(表)

(期間入札振込専用)

地方裁判所 支部

入札保証金振込証明書				管理番号		
入札保証金提出人 (買受申出人)	住所	〒 -			事番号	平成 年( )号
	フリガナ 氏名 〔会社等法人の名称、代表者の氏名〕	印			物番号	公告書記載の番号
	電話	( )			開札日	平成 年 月 日
	返還事由が生じたときは、この保証金は、振込みにより払い渡してください。					
保証金の返還 請求	振込先 金融 機関名	銀行 店 金庫	預金種別	普通・当座・通知・別段		
			口座名義人	住所		
口座番号		フリガナ			氏名	
受理	年月日	執行官印	開札の結果		備考	
受入(振込確認) 年 月 日						
		出納官吏印		種目	買受申出保証金	

割り印

金融機関の証明書(保管金受入手続添付書)のはり付け箇所

入札保証金を執行裁判所の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(原本)を、この枠内にはり付けた上、割り印を押してください。

なお、振込みについては、裏面の注意事項をよく読んで、間違いないようにしてください。

裏面の注意事項をよく読んで記入すること。

割り印

(裏)

入札保証金の振込みについての注意事項

- 1 入札保証金は、所定の入札期間の満了までに裁判所の預金口座に入金済みとなることが必要ですから、振込みは、なるべく「至急扱い」としてください。
- 2 入札保証金の振込みの取消し又は変更はできません。
- 3 開札の結果、返還すべき保証金は、あらかじめ申出のあった金融機関の口座への振込みによって受け取ることができます。

(注) 振込みによる返還を希望するときは、表面の「振込先金融機関名」及び「口座番号」に記入し、「預金種別」の該当事項を○で囲んでください。また、入札保証金提出者（買受申出人）本人と振込先金融機関の口座名義人が異なるときは、「口座名義人」の「住所」、「フリガナ」及び「氏名」に記入してください。

- 4 執行裁判所の預金口座（入札保証金の振込先）は、次のとおりです。

振込先金融機関		銀行	支店
受取人	預金種別	信用金庫	
	口座番号		
	(フリガナ)	チサイ	シブ
		地裁	支部

保管金保管替通知書原符

保管金管理番号			
金額			
種目			
事件番号	裁判所	平成年( )第	号
提出者氏名			
保管替先			
送金先			
保管替年月日			

-----  
平成 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏 殿

歳入歳出外現金出納官吏  
裁判所事務官

印

保管金保管替通知書

金額			
種目			
事件番号	裁判所	平成年( )第	号
提出者氏名			
送金先			
保管替年月日			

## 【電子納付とは】

### 《概要》

電子納付は、保管金の納付方法のひとつです。従来は、現金、当座及び日銀納付しか認められていませんでしたが、電子納付が追加されました。

具体的には、納付者が保管金納付の際、納付番号を利用してインターネットバンキング又は電子納付（Pay-easy）対応のATMから保管金口座（出納官吏の日銀口座）へ振り込む方法により行います。前提として、提出者情報の事前登録が必要となります。

### 《電子納付の利点》

納付者の電子納付による利点は以下のとおりです。

- ① 原則として24時間365日納付が可能
- ② 出納官吏への保管金提出書の提出が不要
- ③ 振込手数料が原則不要

### 《電子納付の流れ》

#### 1 事前登録を行う（出納官吏）

電子納付を希望する人は、事前登録をする必要があります。

事前登録をすると「登録コード」が付番されます。

この登録コードは、全国の裁判所で利用できます。

#### 《申請方法》

ア 電子納付希望者に事前登録申請書を交付する。（業務担当官又は出納官吏）

イ 申請書に基づき、事前登録を行う。（出納官吏）

この時点で、登録コードが付番されます。

ウ 電子納付利用登録票を交付する。

#### 2 保管金提出書を作成・交付する（業務担当官）

当事者からの申し出により、登録コード等を利用して電子納付用の保管金提出書を作成し、当事者へ交付する（登録の際、「納付番号取得」欄で「希望する」を選択する）。

#### 3 電子納付を行う（当事者）

保管金提出書の下部に記載されている納付番号等を利用し、インターネットバンキング又はPay-easy対応のATM等から納付する。

#### 4 電子納付の受入処理（出納官吏）

当事者は保管金提出書を提出しないので、出納官吏はシステムにより入金確認をし、受入処理を行う。また、保管金受領証書を作成・送付（又は交付）する。